

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案																																																																																						
<p>第1条～第28条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～22 省略 (給料の特例)</p> <p>23 次の各号に掲げる職員の給料は、この条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 職務の級が8級から5級(別表第1の2(その1)5級の項第5号から第8号までの職務に限る。以下この項において同じ。)までの適用を受ける職員(別表第1(その1)行政職給料表の適用を受ける職員(三田市民病院職員の職名に関する規程(平成21年三田市民病院事業管理規程第14号)別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。)に限る。)この条例の規定による給料の額に、その職務及び期間ごとに次の表に掲げる率を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th>8級</th> <th>7級</th> <th>6級</th> <th>5級(副課長の職務に限る。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年4月分から 令和3年3月分まで</td> <td>100分の95</td> <td>100分の95.5</td> <td>100分の96</td> <td>100分の96.5</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月分から 令和4年3月分まで</td> <td>100分の96</td> <td>100分の96.5</td> <td>100分の97</td> <td>100分の97.5</td> </tr> <tr> <td>令和4年4月分から 令和5年3月分まで</td> <td>100分の97</td> <td>100分の97.5</td> <td>100分の98</td> <td>100分の98.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 職務の級が5級又は4級の適用を受ける職員(別表第1(その4)教育行政職給料表の適用を受ける職員に限る。)この条例の規定による給料の額に、その職務及び期間ごとに次の表に掲げる率を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th>5級(部長の職務に限る。)</th> <th>5級(部長の職務を除く。)</th> <th>4級(副課長の職務を除く。)</th> <th>4級(副課長の職務に限る。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年4月分から 令和3年3月分まで</td> <td>100分の95</td> <td>100分の95.5</td> <td>100分の96</td> <td>100分の96.5</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月分から 令和4年3月分まで</td> <td>100分の96</td> <td>100分の96.5</td> <td>100分の97</td> <td>100分の97.5</td> </tr> </tbody> </table>	期間	職務の級				8級	7級	6級	5級(副課長の職務に限る。)	令和2年4月分から 令和3年3月分まで	100分の95	100分の95.5	100分の96	100分の96.5	令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の96	100分の96.5	100分の97	100分の97.5	令和4年4月分から 令和5年3月分まで	100分の97	100分の97.5	100分の98	100分の98.5	期間	職務の級				5級(部長の職務に限る。)	5級(部長の職務を除く。)	4級(副課長の職務を除く。)	4級(副課長の職務に限る。)	令和2年4月分から 令和3年3月分まで	100分の95	100分の95.5	100分の96	100分の96.5	令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の96	100分の96.5	100分の97	100分の97.5	<p>第1条～第28条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～22 省略 (給料の特例)</p> <p>23 次の各号に掲げる職員の給料は、この条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 職務の級が8級から5級(別表第1の2(その1)5級の項第5号から第8号までの職務に限る。以下この号及び次号において同じ。)までの適用を受ける職員(別表第1(その1)行政職給料表の適用を受ける職員(三田市民病院職員の職名に関する規程(平成21年三田市民病院事業管理規程第14号)別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。)に限る。)この条例の規定による給料の額に、その職務及び期間ごとに次の表に掲げる率を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th>8級</th> <th>7級</th> <th>6級</th> <th>5級(副課長の職務に限る。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年4月分から 令和3年3月分まで</td> <td>100分の95</td> <td>100分の95.5</td> <td>100分の96</td> <td>100分の96.5</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月分から 令和4年3月分まで</td> <td>100分の96</td> <td>100分の96.5</td> <td>100分の97</td> <td>100分の97.5</td> </tr> <tr> <td>令和4年4月分から 令和5年3月分まで</td> <td>100分の97</td> <td>100分の97.5</td> <td>100分の98</td> <td>100分の98.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 職務の級が5級又は4級の適用を受ける職員(別表第1(その4)教育行政職給料表の適用を受ける職員に限る。)この条例の規定による給料の額に、その職務及び期間ごとに次の表に掲げる率を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th>5級(部長の職務に限る。)</th> <th>5級(部長の職務を除く。)</th> <th>4級(副課長の職務を除く。)</th> <th>4級(副課長の職務に限る。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年4月分から 令和3年3月分まで</td> <td>100分の95</td> <td>100分の95.5</td> <td>100分の96</td> <td>100分の96.5</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月分から 令和4年3月分まで</td> <td>100分の96</td> <td>100分の96.5</td> <td>100分の97</td> <td>100分の97.5</td> </tr> </tbody> </table>	期間	職務の級				8級	7級	6級	5級(副課長の職務に限る。)	令和2年4月分から 令和3年3月分まで	100分の95	100分の95.5	100分の96	100分の96.5	令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の96	100分の96.5	100分の97	100分の97.5	令和4年4月分から 令和5年3月分まで	100分の97	100分の97.5	100分の98	100分の98.5	期間	職務の級				5級(部長の職務に限る。)	5級(部長の職務を除く。)	4級(副課長の職務を除く。)	4級(副課長の職務に限る。)	令和2年4月分から 令和3年3月分まで	100分の95	100分の95.5	100分の96	100分の96.5	令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の96	100分の96.5	100分の97	100分の97.5
期間		職務の級																																																																																					
	8級	7級	6級	5級(副課長の職務に限る。)																																																																																			
令和2年4月分から 令和3年3月分まで	100分の95	100分の95.5	100分の96	100分の96.5																																																																																			
令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の96	100分の96.5	100分の97	100分の97.5																																																																																			
令和4年4月分から 令和5年3月分まで	100分の97	100分の97.5	100分の98	100分の98.5																																																																																			
期間	職務の級																																																																																						
	5級(部長の職務に限る。)	5級(部長の職務を除く。)	4級(副課長の職務を除く。)	4級(副課長の職務に限る。)																																																																																			
令和2年4月分から 令和3年3月分まで	100分の95	100分の95.5	100分の96	100分の96.5																																																																																			
令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の96	100分の96.5	100分の97	100分の97.5																																																																																			
期間	職務の級																																																																																						
	8級	7級	6級	5級(副課長の職務に限る。)																																																																																			
令和2年4月分から 令和3年3月分まで	100分の95	100分の95.5	100分の96	100分の96.5																																																																																			
令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の96	100分の96.5	100分の97	100分の97.5																																																																																			
令和4年4月分から 令和5年3月分まで	100分の97	100分の97.5	100分の98	100分の98.5																																																																																			
期間	職務の級																																																																																						
	5級(部長の職務に限る。)	5級(部長の職務を除く。)	4級(副課長の職務を除く。)	4級(副課長の職務に限る。)																																																																																			
令和2年4月分から 令和3年3月分まで	100分の95	100分の95.5	100分の96	100分の96.5																																																																																			
令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の96	100分の96.5	100分の97	100分の97.5																																																																																			

令和4年4月分から 令和5年3月分まで	100分の97	100分の97.5	100分の98	100分の98.5
------------------------	---------	-----------	---------	-----------

令和4年4月分から 令和5年3月分まで	100分の97	100分の97.5	100分の98	100分の98.5
------------------------	---------	-----------	---------	-----------

(3) 職務の級が5級(別表第1の2(その1)5級の項第1号から第4号までの職務に限る。以下この号において同じ。)から1級までの適用を受ける職員(別表第1(その1)行政職給料表の適用を受ける職員(三田市民病院職員の職名に関する規程別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。)に限る。) この条例の規定による給料の額に、その職務及び期間ごとに次の表に掲げる率を乗じて得た額

期間	職務の級	
	5級(課長補佐の職務に限る。)、4級及び3級	2級及び1級
令和2年10月分から 令和3年3月分まで	100分の97	100分の97.5
令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の98	100分の98.5
令和4年4月分から 令和5年3月分まで	100分の99	100分の99.5

(4) 職務の級が3級から1級までの適用を受ける職員(別表第1(その4)教育行政職給料表の適用を受ける職員に限る。) この条例の規定による給料の額に、その職務及び期間ごとに次の表に掲げる率を乗じて得た額

期間	職務の級	
	3級及び2級	1級
令和2年10月分から 令和3年3月分まで	100分の97	100分の97.5
令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の98	100分の98.5
令和4年4月分から 令和5年3月分まで	100分の99	100分の99.5

以下省略

以下省略